

島根県報

号外第七九号
平成十五年五月三十日
(金曜日)

告 示 目 次

公印の印影等
正 誤
 平成十五年二月十二日付け島根県報号外第七号中 (総 務 課 一)
 平成十五年五月二十一日付け島根県報号外第十一号中 (水 産 課 一)

告 示

島根県告示第五百十号

島根県公印規程(平成元年島根県訓令第四号)第十条の規定に基づき、島根県知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

印影	用途	使用開始又は廃止年月日
	法令等の規定に基づく建設事業に要する経費の市町村分担金又は負担金の額の決定通知書専用	平成十五年四月一日
	法令等の規定に基づく建設事業に要する経費の市町村分担金又は負担金の額の決定通知書専用	平成十五年三月三十一日

正 誤

平成十五年二月十二日付け島根県報号外第七号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	内 容
十四	上 始めから十二行と十三行目の間	次のように加える。 「二 関係地区 邇摩郡温泉津町」
三十四	上 終わりから二行と一行目の間	次のように加える。 「基点第六十五号 益田市中島町高津川河口右岸 導流堤基部に設置した標柱」

毎週火・金曜日発行

平成十五年五月二十一日付け島根県報号外第十一号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二	上	始めから九	六十度	六十九度
"	"	始めから十六	二百六十度	二百六十四度
"	下	始めから十二	二百六十度	二百六十四度
五	上	始めから十七	十七度の線	十七度の線
七	上	終わりから四	(北緯三十五度九分三十分、東経百三十度五十五分にある竹島)	(西島(男島)、東島(女島)及びその沿岸島しょを含む)

平成十五年五月三十日印刷
平成十五年五月三十日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町南
松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)